

様式第4号（第5－4－(1)関係）

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	救急活動報告統計基礎データファイル	
行政機関等の名称	さいたま市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局警防部救急課	
個人情報ファイルの利用目的	救急活動に係る情報を通じ、データを活用して救急行政の施策に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 傷病程度、6 病歴、7 事故概要、8 職業、9 心身機能の障害、10 人種、11 搬送先医療機関	
記録範囲	救急隊が扱った傷病者（搬送、不搬送を含む）	
記録情報の収集方法	本人若しくは関係者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	総務省消防庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）	各区役所情報公開コーナー
	（所在地）	ホームページ参照 <a href="https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html">https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html</a>

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	
	令第21条第7項に該当するファイルの有無	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) さいたま市総務局総務部行政透明推進室 (所在地) 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	関連する個人情報取扱事務の情報：救急課（事務番号706「救急活動報告事務」）	

様式第4号（第5－4－(1)関係）

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	応急手当講習受講者受付簿	
行政機関等の名称	さいたま市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局警防部救急課	
個人情報ファイルの利用目的	応急手当講習の受付管理に資するため利用する。	
記録項目	1 氏名、2 居住区又は通学先、勤務先、3 電話番号	
記録範囲	応急手当講習に申し込みのあった者	
記録情報の収集方法	本人からの申し込みによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	各区役所情報公開コーナー
	(所在地)	ホームページ参照 <a href="https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html">https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html</a>

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	
	令第21条第7項に該当するファイルの有無	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) さいたま市総務局総務部行政透明推進室 (所在地) 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	関連する個人情報取扱事務の情報：救急課（事務番号557「応急手当普及事務」）	

様式第4号（第5－4－(1)関係）

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	応急手当普及員名簿	
行政機関等の名称	さいたま市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局警防部救急課	
個人情報ファイルの利用目的	応急手当普及員の資格管理に資するため利用する。	
記録項目	1 氏名、2 勤務先	
記録範囲	申請書を提出し、応急手当普及員講習を受講した者 （平成26年以降）	
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	各区役所情報公開コーナー
	(所在地)	ホームページ参照 <a href="https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html">https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html</a>

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	
	令第21条第7項に該当するファイルの有無	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) さいたま市総務局総務部行政透明推進室 (所在地) 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	関連する個人情報取扱事務の情報：救急課（事務番号557「応急手当普及事務」）	

## 様式第4号（第5－4－(1)関係）

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	119番受付事務ファイル	
行政機関等の名称	さいたま市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局警防部指令課	
個人情報ファイルの利用目的	119番を受付する際に、災害地点の特定や災害の状況、傷病者の状態など、指令に必要な情報を取得するために利用する。	
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4電話番号、5生年月日、6健康状態、7家族状況、8親族・続柄、9居住状況、10障害、11病歴	
記録範囲	通報者、傷病者、傷病者の家族、り災者、災害現場に居合わせた人などさいたま市内における住民基本台帳、避難行動要支援者名簿及びあんしんコールセンター相談事業への登録者	
記録情報の収集方法	電話、メール、インターネットを通じて通報者、傷病者、傷病者の家族、り災者、災害現場に居合わせた人などから情報を収集。統合運用管理、福祉総務課、あんしんコールセンター受託事業者から、基幹端末等を通じて記録項目の記載情報の提供を受けている。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	各区役所情報公開コーナー
	(所在地)	ホームページ参照 <a href="https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html">https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html</a>

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	
	令第21条第7項に該当するファイルの有無	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) さいたま市総務局総務部行政透明推進課 (所在地) 〒330-9588さいたま市浦和区常盤6-4-4	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	関連する個人情報取扱事務の情報：指令課（事務番号342「119番受付事務」）	

様式第4号（第5－4－(1)関係）

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	消防訓練実施情報	
行政機関等の名称	さいたま市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部予防課	
個人情報ファイルの利用目的	消防訓練実施状況を確認するために利用する。	
記録項目	1 氏名（防火管理者・防災管理者） 2 住所（防火管理者・防災管理者） 3 建物所在地 4 電話番号（建物） 5 建物名称 6 訓練日時 7 訓練場所 8 参加人数 9 訓練内容	
記録範囲	消防訓練実施を通報した者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	各区役所情報公開コーナー
	(所在地)	ホームページ参照 <a href="https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html">https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html</a>

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	
	令第21条第7項に該当するファイルの有無	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) さいたま市総務局総務部行政透明推進課 (所在地) 〒330-9588さいたま市浦和区常盤6-4-4	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	関連する個人情報取扱事務の情報：予防課（事業番号714「消防訓練指導事務」）	

様式第4号（第5－4－(1)関係）

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	高齢者住宅用火災警報器設置情報	
行政機関等の名称	さいたま市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部予防課	
個人情報ファイルの利用目的	住宅用火災警報器設置・維持管理指導のために利用する。	
記録項目	1 所在地、2 氏名、3 高齢情報（単身・のみ世帯）、4 住戸種別、5 住宅用火災警報器設置有無、6 設置場所、7 条例適合、8 設置年、9 指導状況、10 訪問回数、11 指導完了	
記録範囲	訪問をした者（平成30年度以降）	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	各区役所情報公開コーナー
	(所在地)	ホームページ参照 <a href="https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html">https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html</a>

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	
	令第21条第7項に該当するファイルの有無	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) さいたま市総務局総務部行政透明推進課 (所在地) 〒330-9588さいたま市浦和区常盤6-4-4	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	関連する個人情報取扱事務の情報：予防課（事業番号2350「高齢者家庭防火訪問の実施事業」）	

様式第4号（第5-4-(1)関係）

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	火災予防査察事務ファイル	
行政機関等の名称	さいたま市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部査察指導課	
個人情報ファイルの利用目的	消防法令等の適合状況を把握し、立入検査において改善されない場合、違反処理等を行う場合に利用する。	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物の関係者	
記録情報の収集方法	火災予防査察先の関係者、関係のある者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	各区役所情報公開コーナー
	(所在地)	ホームページ参照 <a href="https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html">https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html</a>

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	
	令第21条第7項に該当するファイルの有無	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) さいたま市総務局総務部行政透明推進課 (所在地) 〒330-9588さいたま市浦和区常盤6-4-4	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	関連する個人情報取扱事務の情報：査察指導課（事務番号480「火災予防査察事務」）	

## 別紙 記録項目

1 敷地名称、2 防対査察区分、3 査察種別、4 査察内容、5 査察実施日時、6 実施方法、7 査察員延べ人数、8 査察実施時間、9 主たる用途、10 査察員1、11 査察員2、12 査察員3、13 査察員4、14 査察員5、15 立会者役職、16 立会者氏名、17 改善計画書報告期限、18 備考、19 査察管理コード、20 敷地管理コード、21 棟管理コード、22 テナント管理コード、23 危険物施設管理番号、24 少量危険物管理番号、25 指定可燃物管理番号、26 対象物、27 対象物名称、28 査察区分、29 査察実施年月日、30 指示事項の有無、31 未改修の有無、32 危険物施設区分、33 対象物区分、34 施設区分、35 前回査察実施年月日、36 前回未改善(有無)、37 未改善(有無)、38 査察対象物管理コード、39 危険物施設管理番号、40 少量危険物管理番号、41 初回指摘年月日、42 指摘事項、43 根拠法令、44 指摘(有無)、45 改善計画年月日、46 改善年月日、47 指摘備考、48 査察指摘管理コード、49 引用元査察管理コード、50 引用元査察対象物管理コード、51 引用元査察指摘管理コード、52 指摘コード、53 関係者区分、54 郵便番号、55 住所、56 住所コード、57 番・番地、58 号・枝、59 法人名、60 役職、61 氏名、62 電話番号、63 交付年月日、64 査察名宛人管理コード、65 処理年月日、66 指導概要、67 相手、68 処理・指導経過内容、69 役職(指導者)、70 氏名(指導者)、71 査察指導記録管理コード、72 敷地令別表、73 敷地用途、74 敷地業態、75 棟コード、76 棟名称、77 棟令別表、78 棟用途、79 棟業態、80 違反对象物該当有無1、81 違反对象物該当有無2、82 違反对象物該当有無3、83 立入検査結果通知書交付日、84 公表該当違反状況、85 公表該当違反是正状況、86 公表通知予定者市区町村コード、87 公表通知予定者町域コード、88 公表通知予定者丁目コード、89 公表通知予定者番・番地、90 公表通知予定者号・枝、91 公表通知予定者住所、92 公表通知予定者住居表示、93 公表通知予定者郵便番号、94 公表通知予定者氏名、95 公表通知書交付予定日、96 公表予定日、97 公表通知書交付日、98 公表日、99 公表削除日、100 公表違反是正日、101 備考、102 違反对象物管理コード

様式第4号（第5－4－(1)関係）

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	防火管理規制事務ファイル
行政機関等の名称	さいたま市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部査察指導課
個人情報ファイルの利用目的	防火対象物への立入検査における防火管理者の選任状況の確認のために利用する。
記録項目	1 敷地コード、2 敷地名称、3 敷地令別表、4 敷地用途、5 防火管理者情報、6 敷地業態、7 棟コード、8 棟名称、9 棟令別表、10 棟用途、11 業態、12 テナントコード、13 テナント名称、14 テナント令別表、15 テナント用途、16 テナント業態、17 講習会区分、18 講習機関名、19 修了証番号、20 修了証番号（さいたま）、21 統括（共同防火管理）、22 統括（統括防火管理）23 氏名、24 資格、25 選任区分、26 選任年月日、27 管理権原、28 令第3条第2項適用（有無）、29 令第3条第3項（該当非該当）、30 郵便番号、31 住所、32 住所コード、33 番・番地、34 号・枝、35 修了年月日、36 再講習年月日、37 再講習備考、38 解任年月日、39 選任年月日（防災管理者）、40 解任年月日（防災管理者）41 備考、42 敷地管理コード、43 棟管理コード、44 テナント管理コード、45 防火管理者管理コード
記録範囲	防火管理者選任届出の届出者及び防火管理者として選任された者
記録情報の収集方法	消防法第8条に規定する「防火対象物で政令で定めるものの管理について権限を有する者」

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	各区役所情報公開コーナー
	(所在地)	ホームページ参照 <a href="https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html">https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html</a>
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	
	令第21条第7項に該当するファイルの有無	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) さいたま市総務局総務部行政透明推進課 (所在地) 〒330-9588さいたま市浦和区常盤6-4-4	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	関連する個人情報取扱事務の情報：査察指導課（事務番号1199「防火管理規制事務」）	

様式第4号（第5-4-(1)関係）

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	消防同意に係る建築確認申請者ファイル	
行政機関等の名称	さいたま市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部査察指導課	
個人情報ファイルの利用目的	建築物の新築、増築、改築、移転等に伴う消防同意事務処理を行うため、申請者情報を支援システムに入力するために利用する。	
記録項目	1 市等受付番号、2 同意年月日、3 同意番号（通知票番号）、4 用途、5 根拠条文、6 計画変更、7 申請者法人名、8 申請者役職、9 申請者氏名、10 申請者住所、11 申請者電話番号、12 建築士事務所名、13 建築士氏名、14 建築氏電話番号、15 建築場所（住所）、16 建築物名称、17 防火地域、18 用途地域、19 敷地面積、20 建築面積、21 延べ面積、22 ガス種別、23 棟名称、24 棟用途、25 構造、26 階数、27 高さ、28 延べ面積、29 屋根、30 外壁、31 軒裏、32 収容人員、33 令32条、34 防災指示、35 消防用設備等	
記録範囲	建築物を建築するために必要な建築確認の申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	建築物の許可、認可、確認等を行う行政庁（建設局）や指定確認検査機関からの同意依頼による。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	各区役所情報公開コーナー
	(所在地)	ホームページ参照 <a href="https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html">https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html</a>

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	
	令第21条第7項に該当するファイルの有無	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) さいたま市総務局総務部行政透明推進課 (所在地) 〒330-9588さいたま市浦和区常盤6-4-4	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	関連する個人情報取扱事務の情報：査察指導課（事務番号657「建築確認・許可等の同意事務」）	

様式第4号（第5－4－(1)関係）

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	防火対象物使用申請者ファイル	
行政機関等の名称	さいたま市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部査察指導課	
個人情報ファイルの利用目的	防火対象物使用開始届の申請者情報を支援システムに入力するために利用する。	
記録項目	1 対象物敷地名称、2 対象物住所、3 対象物電話番号、4 申請者法人名、5 申請者役職、6 申請者氏名、7 申請者住所、8 申請者電話番号、9 使用開始年月日、10 消防同意番号、11 工事種別	
記録範囲	建築物を防火対象物として使用開始するための届出を提出した者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	各区役所情報公開コーナー
	(所在地)	ホームページ参照 <a href="https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html">https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html</a>

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	
	令第21条第7項に該当するファイルの有無	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) さいたま市総務局総務部行政透明推進課 (所在地) 〒330-9588さいたま市浦和区常盤6-4-4	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	関連する個人情報取扱事務の情報：査察指導課（事務番号690「火災予防条例事務」）	

様式第4号（第5-4-(1)関係）

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	消防用設備等設置・点検に係る申請者ファイル
行政機関等の名称	さいたま市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部査察指導課
個人情報ファイルの利用目的	消防用設備等着工届及び設置届、並びに消防用設備等点検結果報告の申請者情報を支援システムに入力するために利用する。
記録項目	<p>「工事整備対象設備等着工届出書」</p> <p>1 対象物敷地名称、2 対象物住所、3 対象物電話番号、4 申請者法人名、5 申請者役職、6 申請者氏名、7 申請者住所、8 申請者電話番号、9 着工・工事計画年月日、10 消防用設備等</p> <p>「消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書」</p> <p>11 対象物敷地名称、12 対象物住所、13 対象物電話番号、14 申請者法人名、15 申請者役職、16 申請者氏名、17 申請者住所、18 申請者電話番号、19 設置年月日、20 設置者氏名、21 工事種別、22 消防用設備等</p> <p>「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書」</p> <p>23 対象物敷地名称、24 対象物住所、25 対象物電話番号、26 申請者法人名、27 申請者役職、28 申請者氏名、29 申請者住所、30 申請者電話番号、31 点検年月日、32 不備事項、33 消防用設備等</p>
記録範囲	消防用設備等を設置するために着工届や設置届を提出した者。消防用設備等点検後に点検結果報告書を提出した者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない

記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	各区役所情報公開コーナー
	(所在地)	ホームページ参照 https://www.city.saitama.jp/006/008/001/004/p079936.html
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	
	令第21条第7項に該当するファイルの有無	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) さいたま市総務局総務部行政透明推進課 (所在地) 〒330-9588さいたま市浦和区常盤6-4-4	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	関連する個人情報取扱事務の情報：査察指導課（事務番号1198「消防用設備等規制事務」）	